

令和3年長審第7号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年12月2日02時30分

長崎県神楽島西岸

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 164トン

全 長 40.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 698キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、平成3年10月に進水した2そうびき沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、左舷側に1号、2号の各レーダー、魚群探知機、AIS表示器及び機関遠隔操縦装置、右舷側にGPSプロッター及び機関監視用モニターをそれぞれ装備し、操舵スタンドの後面にレピーターコンパス及び舵輪、同スタンド後方に背もたれ付きの椅子、後部右舷側に寝台がそれぞれ設けられていた。また、左舷前部天井に設置された第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）は、セレクトスイッチに起動モードと設定モードがあり、起動モードで監視状態となるものであった。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生9人を含む10人が乗り組み、操業の目的で、船首2.3メートル船尾4.3メートルの喫水をもって、令和2年11月26日07時08分僚船とともに長崎県三重式見港を発し、同県福江島北西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、14時00分前示漁場に到着して移動しながら操業を繰り返した後、越えて12月1日18時00分僚船とともに同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、Aで行う2そうびき沖合底びき網漁業は、出航して約5日間昼夜の別なく1日約10回のえい網を行い、燃料、飲料水及び食料の補給並びに水揚げ作業のために帰航し、同作業が終了する3時間ないし4時間後には再び漁場に向けて出航することを約40日間繰り返した後、約7日間の休日を取得するものであった。

また、a 受審人は、操業中、1日に5時間ないし6時間の睡眠を取っていたので、睡眠不足ではなかったものの、22日間操業を行っては帰航することを繰り返していたことから、連日の操業で疲労が蓄積していた。

a 受審人は、20時00分頃技能実習生を二人一組として船橋当直に就かせて寝台で休息し、翌2日01時20分頃神楽島南西方約10海里沖合に至り、左舷船首方を先航する僚船からの無線電話の音声で目覚め、同実習生と交替して単独の船橋当直に就き、GPSプロッター及びレーダー2台をそれぞれ作動させ、当直警報装置を監視状態としないまま、椅子に腰を掛けて同島南西方沖合を東行した。

a 受審人は、01時49分半僅か前能瀬灯標から232度（真方位、以下同じ。）5.3海里的の地点で、針路を066度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、神楽島西南西方約1.5海里沖合に至ったところで三重式見港の港口に向けて転針するつもりで進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、連日の操業による疲労に加え、港の明かりが見えるようになったことから気が緩んで眠気を催したが、転針予定地点まであと僅かなので、居眠りすることはないものと思い、立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらないまま続航した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、転針予定地点を通過して神楽島西岸に向首進行し、02時30分能瀬灯標から118.5度1.55海里的の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に

当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う凹損等を生じたものの、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、神楽島南西方沖合において、三重式見港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、神楽島南西方沖合において、三重式見港に向けて帰航中、連日の操業による疲労に加え、港の明かりが見えるようになったことから気が緩んで眠気を催した場合、椅子に腰を掛けたままでいると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、転針予定地点まであと僅かなので、居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、神楽島西岸に向首進行して乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 月 1 3 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正